

# 平成13年第12回教育委員会記録

平成13年7月11日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成13年7月11日(水)午後1時30分～午後2時45分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 碓之助  
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝

庶務課長 佐藤 博 継 学校運営課長 佐野 宗 昭

学務課長 森 仁 司 施設課長 小林 陽 一

指導室長 工藤 豊 太

社会教育  
スポーツ課長 荒井 健 一 中央図書館長 古川 正 司

社会教育  
センター所長 伊藤 俊 雄 中央図書館  
次長 杉田 治 幸

事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主査 能任 敏 幸

担当書記 手島 広 士

傍聴者数 20 名

### 会議に付した事件

報告事項 高井戸第二小学校プール事故に係る訴状について  
陳情等について  
学校給食調理業務民間委託説明会の開催について  
通学区域の弾力化に係る実施案について  
校外施設運営方法の見直しについて  
教科書採択に係るピラ配布について  
教科書展示場への入場者等について  
教育委員会後援名義等使用申請について

**教育長** 平成 13 年第 12 回教育委員会定例会を開催いたします。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。本日の署名委員に安本委員を指名いたします。本日は議題がございませんで、報告案件ということになっております。まず初めに庶務課長から「高井戸第二小学校プール事故に係る訴状について」、2 番目に「陳情等について」ということで報告事項の 2 件のご説明をよろしく願いいたします。

**庶務課長** 私のほうから 2 件について、ご報告いたします。まず、1 件目でございますが、高井戸第二小学校のプール事故に関わりまして、訴状が届けられました。そのことについて、ご報告いたします。昨年 6 月 30 日に高井戸第二小学校でプール事故があったわけですが、今年の 6 月 28 日付で、東京地裁に高井戸第二小学校のプール事故に関わる損害賠償請求ということで、提訴がなされました。請求の趣旨でございますが、1 つは損害賠償請求金を支払えということ、それから訴訟費用は被告らの負担とするという中身でございます。これに至った請求の原因ということで、大きく分けて、3 点ほどございます。

1 点目が担当教員等に監視義務違反、安全配慮義務違反、指導監督義務違反があったということ。2 点目といたしまして、本件のプール施設に瑕疵があった。3 点目といたしまして、これは訴訟の相手方ということでございますが、国家賠償法第 1 条に基づきまして、教員の過失による責任を負担すべき地位にあるということと、それから同じく国家賠償法第 2 条に基づきまして、プールを設置管理すべき地位にある杉並区ということで、被告ということでございます。

それから、もう 1 点が東京都に対しても、出してございます。これについては、地方公務員として、教員に俸給を支払っているということで、国家賠償法第 3 条第 1 項により、損害を賠償する責任があるということで、東京都と杉並区に対しての、損害賠償請求事件ということでございます。損害の概要でございますが、総額を申し上げますと、約 7,600 万円ほどの損害賠償請求額でございます。これまでに保険で補填している部分がございますので、額といたしましては、約 5,100 万円の損害賠償請求ということでございます。ちなみに当区が訴状を受けましたのは、7 月 5 日ということでございます。

それから、もう 1 点の報告でございますが、「陳情等について」ということで、教科書採択をめぐっての様々な陳情、要望等が出されています。これらについては、その都度教育委員会で受けた分については、委員の皆様には写しをとっているところでございますが、先般ご報告しました以降、6 月 20 日から 7 月 9 日までに新たに出されたものにつきまして、陳情団体、あるいは陳情名、要望も含めてでございますが、事務局で要旨ということで策定していますが、一覧表を付けました。これまでに見ていただいています陳情、要望等々合わせまして、一覧ということでお作りしましたので、ご覧いただけたらということでございます。以上です。

**委員長** ありがとうございます。プール事故につきましては、その後のいろんな経過ということを中心にご報告されまして、陳情等については、もう既に委員の皆様へ配付されていると思えますけど、その後の状況を庶務のほうでまとめてご報告されたというものでございました。何かご質問、ご意見はございますか。

**教育長** 訴状が出された段階ということでございますので、その後の地裁の状況なども見守りながら、判断してまいりたいと思っています。

**委員長** よろしゅうございますか。では次に進ませていただきます。3番目から5番目事項までは、学務課長に係る事項でございまして、3番が「学校給食調理業務民間委託説明会の開催について」、4が「通学区域の弾力化にかかる実施案について」、5が「校外施設運営方法の見直しについて」でございます。以上3件につきまして、ご報告をお願いします。

**学務課長** 私からは3件ご報告いたします。まず1件目でございますが、学校給食調理業務民間委託説明会の開催について」ということでございます。学校給食の調理業務の民間委託の実施校につきましては、前回教育委員会におきまして、私からご報告させていただいたところでございます。その後、7月7日、去る土曜日、天沼中学校、桃井第五小学校、そして今週の木曜日、12日に高円寺中学校で当該校の保護者を対象にした説明会を教育委員会、学校の共催という形式で実施いたしております。お手元にお配りしている資料につきましては、当日会場にお越しいただいた保護者の皆様にお配りしているご案内のチラシでございます。内容的には9月から当該校で給食調理業務の委託が行われるということ、あと委託業者の決定や学校給食運営協議会の設置、さらには委託開始前の当該校ごとでの試食会の実施、こういった情報について、お知らせしているものでございます。

なお運営協議会の設置につきましては、既に6月29日に3校のPTA、学校関係者、教育委員会合同の説明会を持ちまして、共通の認識、理解の下に立ち上げに向けた準備を進めているところでございます。予定では桃井第五小、天沼中は7月16日、高円寺中が7月18日にそれぞれ第1回の運営協議会を開催する方向で、今準備を進めているところでございます。

なお、もう1枚色刷りの印刷物をお付けしていますが、これについては説明会での来場者の方にお配りする一方、7月16日を予定していますが、区立学校全校の保護者の方に学校を通じてお配りする予定のものでございます。また区民全体に対しては、7月21日の広報すぎなみ」で特集号という形で本件についてのPRを広く行う予定でございます。以上が1件目の報告でございます。

続きまして、2件目に移ります。「杉並区立小中学校における通学区域の弾力化に関わる実施案について」ということでございます。杉並区立学校における通学区域の弾力化の取組みに向けた

基本的な考え方、あるいはスケジュールにつきましては、本年4月の当教育委員会におきましてお諮りし、ご了承をいただいたところでございます。お手元の資料の5頁をご覧ください。4月の教育委員会で方針やスケジュールをご了解いただいた後、5月から6月にかけて、学校あるいはPTAをはじめとした関係団体の皆様方から、教育委員会事務局での取組みについての説明、あるいは意見交換、さらには6月は学校の校長会のほうとの検討のための叩き台となる素案などについての意見交換を重ねてまいりました。

さらに7月に入り、今日お配りして、先生方には既に6月末にこの案の一部についてお送りし、ご意見等をいただいていたところでございますが、7月に入って、記載のとおり今日まで説明を行い、この案についてのご意見をいただいているところでございます。なお、この5頁の資料のうち、訂正をお願いいたします。いちばん下の7月6日、「公立保育園園長会」、10日が「私立保育園園長会」となっていますが、これは逆でございまして、7月6日が私立、7月10日が区立のそれぞれ保育園長会です。

併せて、7月9日を追加していただきたいのですが、「私立幼稚園連合会役員会」の皆様との意見交換の場を持っていますので、訂正をよろしくお願いいたします。なお、今後さらに小中学校の教頭会、あるいは小中のPTAの協議会の役員会、あるいは小中学校の校長会役員会との意見交換等も今後予定しているところでございます。以上、4月以降こういった形で、関係団体、あるいは学校側との説明会、意見交換を重ねながら、今日お配りした杉並区立小中学校における通学区域の弾力化についての叩き台となる案を取りまとめました。内容を若干補足して、ご説明いたします。まず新しい制度の名称でございますが、仮称ということで最終的には、また変更等があるかと思いますが、「学校希望申請制度」の導入というふうにしています。「目的」については4月にお諮りした方針に沿って、開かれた学校づくり、あるいは魅力ある教育活動の実現ということで、今後策定が予定されている教育改革アクションプランの一環として、現行の通学区域を弾力化し、保護者や子どもが学校を希望できる学校希望申請制度を実施する、というふうにしています。

具体的な実施の内容ですが、現行の制度は維持したうえで、保護者や子どもが指定校以外の学校を希望できる制度としてまいる考えでございます。実施の対象や時期でございますが、来年度、平成14年度入学予定の小中新1年生を対象とするものでございます。実施方法ですが、まず希望できる学校の範囲につきましては、この間様々なご意見を頂戴しましたが、最終的に記載のような点を理由に小中ともに隣接する通学区域の学校を希望できる学校範囲といたします。また保護者の意思確認の方法については、記載のとおり、あらかじめ対象となる保護者の方々に関係書類をお送りし、指定校以外の学校を希望なさる保護者は、一定の申請期間中に教育委員会に申請を

出していただくということを考えています。また特段希望はしない、指定された学校に行かれる保護者、お子様に対しては無条件に従来どおり、何らの手続を要することなく、通学区域の指定校に就学していただく形になります。

また、希望校の受入れ枠などでございますが、学校の受入態勢あるいは今後の児童生徒の推計等を勘案しまして、原則としまして、小中ともに、学級編成の1クラスの上限となっております40名を目安として進める予定でございます。ただ、区立学校のうち、高井戸中学については、予備教室が非常に少なく、現在の学級数に制約されるという観点で、この40名ではなく、別に受入れ枠を定めて、対応してまいる予定でございます。また、受入れ枠を超えた場合の対応については、公開による抽選を行うことができる、というふうにしてまいりたいとも考えています。裏側をご覧ください。

学校を希望できる仕組みを導入した場合、当然選ぶ情報が適切に保護者、お子様のほうに今まで以上に正確な内容で届いていく必要があるということで、学校情報の提供については、これまでの様々な学校で行われています学校公開の取組みに加えまして、この制度導入に合わせた学校案内の作成、冊子の発行、あるいは申請期間中の一斉の学校見学の実施、ホームページ等を活用した学校情報の提供など、様々な工夫を講じてまいりたいと考えています。

また「その他の留意点」ということでございますが、この間のPTA、保護者の皆様などのお話合いでも学校を希望できる仕組みを導入した場合、通学時の安全確保の問題、あるいは地域とのつながり、結びつきという点で、様々なご意見が寄せられています。それにつきましては、記載のとおり、通学区域を越えて学校を希望される場合は、当然学校に届け出ていた通学路途上、学校管理下での事故であれば、従来どおり教育委員会での保障をしてまいりますが、一般的に距離が遠くなるということであれば、事故の心配などが高まりますので、学校を希望される場合には、そういった通学上の安全面も保護者の責任で考えて判断してもらうということをPRしてまいる考えでございます。また地域との結びつきにつきましては、今年度学校評議員制度などを導入し、開かれた学校づくりを進めているところでございますが、こういった方向と軌を一にして、今まで以上に保護者や地域の声を学校運営の中に取り込むような方策を学校と力を合わせて進めてまいる考えでございます。

3頁が以上のような通学区域の弾力化の案の今後のスケジュールでございますが、今月関係団体との意見交換をさらに行いながら、8月上旬の教育委員会でそれらの意見、ご要望を整理し、踏まえた上で、教育委員会に弾力化の実施案をお諮りし、ご決定いただきたいと思います。そして、その上で、9月に新しい制度のPRを様々な形で展開し、例年どおり10月上旬に保護者の皆様への、新1年生の場合は就学時の健康診断の書類と併せて、中学校の保護者の皆様と同様、

書類を発送し、学校の一斉の見学なども設けながら、11月上旬に締め切った上で、例年どおり1月上旬に就学通知書を発送してまいりたいと考えています。

4頁は隣接する通学区域から学校を希望していただくとした場合、それぞれ小学校、中学校、何校の範囲で選べるようになるかを一覧表で整理した資料でございます。小学校は2校から8校、中学校は3校から7校の範囲で選べるようになるものでございます。なお、最後の6頁でございますが、参考としまして、この間、小学校、中学校のPTAの皆様をはじめとして、関係団体との説明会、意見交換の機会の際に出された主な意見を項目別に整理したものでございます。参考までに整理いたしました。

次に最後でございますが、「宿泊施設民営化の基本的な枠組み」につきまして、ご報告いたします。校外施設をはじめとした湯河原すぎなみ荘、あるいはすぎなみ自然村などの宿泊を伴う施設につきましては、運営の改善ということで、新しい行革計画、「スマートすぎなみ計画」におきまして、民営化方式を導入した施設の運営の見直しということが課題となっていました。今回この計画に沿って、14年度の民営化に向けた基本的な枠組みを取りまとめましたので、ご報告いたします。まず基本的な部分でございますが、資料記載のとおり、財政負担の軽減を図りながら、いわゆる民間活力を活かした良好なサービスの提供を図るということ、そしてその前提としては、区民の優先利用、あるいは校外施設の優先利用という点に配慮しながら、規制を廃し、民間のインセンティブが働くような仕組みにしていく考えでございます。また事業者の選定につきましては、プロポーザル方式によりまして、広く募集をし、選定を行ってまいります。また、区民の皆様のご理解を得るための十分なPR等も努めてまいります。対象とする施設につきましては、富士学園、弓ヶ浜学園の2カ所の校外施設を含めた4カ所を予定しています。

またプロポーザル方式での貸付条件でございますが、記載のとおり、まず行政財産から普通財産にしたうえで、各施設の設置条例等につきましては、廃止ないしは改正をまいります。

また貸付けの形態でございますが、校外施設などでおわかりのとおり、事業採算制の観点で建設された施設ではございませんので、収益面では非常に厳しいということ、あるいは一定の区民の優先利用、校外施設の優先利用という観点で、引き続き区民福祉の向上に寄与するような運営を図るという観点で、貸付けについては有償貸付ではなく、無償とする考えでございます。期間は3年で、利用形態は宿泊施設として営業していただく予定でございます。また、経費負担等につきましては、まず維持管理経費、運営費は事業者負担、ただし記載の から の経費については、先ほど貸付けについての理由で申し上げたような観点と同様の趣旨から、区のほうの負担というふうに整理しているものでございます。また損益については、区、事業者折半という考え方で臨む予定でございます。区民などに対する特例の取扱いでございますが、裏面をご覧ください。

2つの校外施設につきましては、条例等の改正をした以降も、引き続き区立小学校の移動教室利用を優先に運営してもらおう予定でございます。また移動教室利用に当たっては、一般の利用料金とは別の団体料金を設定して、保護者負担への配慮等をしてまいる予定でございます。さらには、移動教室以外の一般の区民利用につきましては、記載のような割引を考えているところでございます。また予約等につきましても、事業者の責任で対応してもらおうような考え方でいます。

最後に「今後のスケジュール」でございますが、今月中にプロポーザルの要綱等を定めて、公募を行い、9月いっぱいをめどに提案をしていただき、その後選定委員会で10月上旬を目途に貸与事業者を決定した後、議会等に関係条例の廃止あるいは改正のご提案をするとともに、普通財産の貸付けの議案を提案し、議決していただいた後、12月以降区民の皆さんへのPR等の手続をして、14年4月の民営化に向けた準備を進めてまいる予定でございます。以上、3件についてのご報告を申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。整理された形のほうがよろしいと思いますので、取りあえず3点目の「学校給食調理業務民間委託説明会の開催について」です。学校給食について、どうぞ。

**安本委員** いくつか伺いたいことと、お願いしたいことがございます。7月7日に、天中、桃五両方でなさったと伺っていますが、そのときの保護者の反応はいかがだったのでしょうか。もっと説明会をやってほしいというようなご要望はございましたか。

もう1点、給食に関して、来年度、4月に小学校に入る、例えば桃井第五小学校に入る幼稚園の方々、保育園の方々、そういったの方々に対する説明があれば、よろしいのではないかと思います。そういう要望はございませんか。給食の関係で、この2点を教えていただけますか。

**学務課長** 7月7日(土曜日)に天沼中、そして午後は桃井第五小学校で説明会を開催しました。天沼中学校、桃井第五小学校いずれも60名前後の保護者の皆様が会場にお集まりいただきました。当日は、非常に多くのご意見が寄せられまして、従来どおりの給食の質が確保されるのかというような話を皮切りに、安全衛生面での手当、どのような方策なのか、あるいは事故の対応、あるいは当該校が選定された経過など様々なご意見がございましたが、私どものご説明でかなりご理解を深めていただけたように思います。

その結果、次回以降の説明会の開催についての要望は当日の会場からは、特にございませんでした。終わった後のPTAの関係者、あるいは学校、校長さんなどとの打合せの際にも、あらかじめの理解は得られたものという理解に達したところでございます。また、今後個別にまとまったご要望があれば、当然ながら、前向きに対応してまいる考えでございます。さらに、幼稚園保護者への対応でございますが、今のところ、当該校のPTA保護者の皆様へのご説明にしていま



すが、先ほど申し上げたとおり、7月21日には広く区民の皆様へのお知らせということで、広報紙で、かなり詳しく今回の給食調理業務委託についてPRをいたしますので、そういった媒体を通じてご理解をいただけるよう努めてまいります。

**委員長** よろしいでしょうか。ほかに学校給食につきまして、ございますか。

では、4番目の「通学区域の弾力化にかかる実施案について」、ご質問とかご意見をお願いします。

**安本委員** また、いくつかお聞かせいただきたいのですが、第1点は学童保育なんです。現在、学校の近所の学童へかなりの数が行っていると思いますが、もし、こういうふうに通学区域の弾力化ということになりますと、学校の近くの学童に行くのか、それとも自分の家の近所の学童へ行くのか。今は学童といいましたが、例えば児童館がありますけれども、どこでも選んでいいのか。それについてはどういうふうにお考えでしょうか。あと、障害児学級がある学校に关しましては、弾力化というのは考えておいででしょうか。

私も以前から何度もご説明は受けているつもりなのですが、自分の書いたメモを見ましても、「それは考えておりません」の一言のお答えだったということしか書いてなくて、わからないので伺いたいのですが、なぜ1年生だけなのか。

**学務課長** 順にご説明いたします。まず、学童クラブ、学童保育への対応でございますが、現在杉並区の学童クラブは各小学校の通学区域に対応して、計画的に設置されているところでございます。ただ、どこの学童保育に行っていたかかは、特に通学区域、指定校の制約があるものではございませんので、あくまで保護者、お子様の希望で、当然第1希望、第2希望という形で諸館に書類を出していただいて、定員を上回る希望があれば、必要な調整を保護者の皆様とのお話し合いなどをしながら、対応するというところでございます。ただ、ご案内のとおり、学童クラブについては、若干、定員を超えるような状況が、かなりの学童クラブによっては、出ているのが事実でございますので、今回の弾力化が直ちにそういった状況を加速するという認識は諸館も私も持っていませんけれども、受入れの弾力化、あるいは今後の学童クラブの運営の見直しなども課題になっているようですから、そういった中で、実績を見ながら、対応してまいりますこと、諸館とは調整しているところでございます。

2点目の障害児学級への対応ということでございますが、心障学級などについては、一応通学区域を小中学校とは別に設定しています。当然普通学級と異った施設設備などの条件がございますので、いわゆる一般の小中と同様の発想で弾力化ということは考えていませんで、就学相談等で個々の事情に応じた対応を考えています。ただ、受入状況によって、多少、現在でも児童のバランスという点で、もう少し是正を図るべき部分がありますから、現行の通学区域の見直しなども弾力化とは別に1つの課題であるというふうな認識は持っています。

最後に対象児の考え方でございますが、資料に記載しましたとおり、小学校、中学校いずれも「新1年生を対象に」というふうにしています。これについては、当然学校の授業は学級という1つのまとまりで運営されていますので、安定した人間関係の中で、学級運営を円滑に行うことが必要という点、あるいはお子様に対する教育指導をある程度計画的、継続的に行う必要性など、さらには先行して実施している自治体の状況といった点を総合的に考慮しまして、新1年生からの対応というふうにしているものでございます。在校生については、いまご案内のとおり、従来どおり、指定校変更制度等がございますので、そういった中での対応というふうに考えているところでございます。

**安本委員** 要するに、他の学校へ移るときに、定員を40名と一応お決めになっていらっしゃるようですが、結局くじ引きで、通学区域内の指定校に入学するものとする元々の学校に戻るわけですね。そうしますと、どうして指定校を変更したかったかという理由も、いろいろあるとは思いますが、結局通学区域の指定校へ入学したくないので、別の学校を希望するわけで、また元に戻ってしまうという、今度は指定校変更制度を使って、別の所へ移るということになると、それは最初から通学区域の指定校に入学するということを前提にしないこととは、またちょっと違ってきて、学校希望申請ということは、あまり意味がないのではないかと思います。というのは定員を設けるということに対してですね。40人以上で外ずれてしまって、元へ戻るということであれば、そして、別の学校に、指定校を変更するということになると。最初から指定校変更制度でいけば、よろしいのではないですか。

**学務課長** 受入れ枠、あるいは抽選に関わるご質問でございますが、確かにこういった基準で保護者の皆さんは実際に学校を選ばれるかということは、先行して実施している自治体のアンケートなどによりますと、自宅からの距離の近さ、あるいは兄弟などが通っている学校というケースが大半です。ただ、委員が今ご指摘されたように、より魅力ある学校を複数の中から選ぶ、ポジティブな思考の中で選ぶ方もいらっしゃるだろうし、行きたくないという否定的な動機で選ばれる方もいるだろうと思います。それがどういう割合で出てくるかは、学校を選んでいただく場合、希望などをその都度書いていただくというようなことをしませんので判然としません。やはり私どもとしては、複数の中から、できるだけ選ぶという意思を尊重した仕組みを導入するというのが第一でございます。指定校に行きたくないという部分については、もし仮にかなり強いお気持ちがあって、客観的にも合理的な理由ということがあれば、この希望申請制度とは別の制度、つまり指定校変更制度などの制度が引き続き存続しますので、そういったところでの対応が望ましいのではないかと考えています。

そもそも受入れ枠という考え方についての疑問ということもお出しいただきましたが、やはり

現実的には学校のキャパシティには物理的な制約がございます。そういった中で、希望をすべて叶えてあげたいとは、もちろん教育委員会としても考えるわけですが、現実的には受入体制等の問題を考慮しますと、原則ですが、一定の受入れの枠、人数を示した上で、制度を立ち上げ、運用するということはやむを得ないのではないかと思います。また、先行実施している自治体についても、そういった考え方と同様の下に、制度を運用しているという状況でございます。

**委員長** 他の方、どうぞ。

**大蔵委員** 隣接の学区の場合、初めからこの制度を利用しないで、従来からの希望の方式でやることもできるのですか。

**学務課長** 希望校申請制度にした場合は、何ら希望の理由は問われないという制度でございます。指定校変更制度の場合は、申立ての際に、申立ての理由ですとかを教育委員会で定めている基準と照らし合わせて、認めるかどうかということになりますので、そういった違いはございます。

**大蔵委員** ハネられる恐れがあるからというので、初めから理由を言って、指定校制度を取って、申請することもできるのですか。

**学務課長** その理由があり、申立てをすることは可能です。

**大蔵委員** その場合に、この学校希望申請制度によると、40人でいっぱいなのですが、どちらでもいっぱいになるわけですね。そのとき、どちらが優先するのですか。

**学務課長** 時系列的には希望校申請は新1年生を対象に10月から11月にかけて受け付けます。1月以降、就学していただく学校の通知を出します。指定校変更はそれ以降、申し立てていただくというような流れになるかと思います。

**大蔵委員** 40人になったら、指定校制度を使ってやっても、駄目だということですか。

**学務課長** それで、受入れ枠の設定.....

**大蔵委員** 受入れ枠の40人というのは一応の目安として、41人希望があったら入れるとか、そういうこともあるのでしょうか。

**学務課長** そういうことでございます。

**委員長** 他にございますか。情報提供として、私の要望なのかもしれないのですが、例えば今日配られたプリントの中のいちばん最後の6頁の、いわゆる意見がこういうのが出たというのが書いてあって、これにも多く関係する部分があると思うのですが、保護者が弾力化に伴う判断をしていく際に、資料がいちばんほしいと。いわゆる保護者たちのネットワークで耳には入ってくるのですが、実際にはどうなのだという資料的なものが、バックアップする資料が必要な部分があるのではないかと思います。

1つはここの意見で出ているのですが、クエスチョンアンドアンサーと言うか、質問と答えのような、よく想定のものがあります。こういったことはどのように対応していただけますか。それに対して区の教育委員会はこのように対応しますとか。クエスチョンアンドアンサーがずっとあるというのがわかりやすいやり方かと思うのです。それは易しく書いてなければいけないと思いますが。

もう1つ、各学校の簡潔なインフォメーションのハンドブックのようなものはどうやって入手するのですか。

**学務課長** まず最初のほうのキューアンド形式でわかりやすく制度のPRという点については、今後ご決定いただいた後、準備の過程でそういったPRの工夫なども講じていきたいと思えます。各保護者への学校の詳細な情報の提供という点ですが、いま現在、指導室と学校とも連携しながら、各学校の案内の作成を依頼しておりまして、一定の統一的な基準でまとめていただき、それを関係書類の送付の段階で、選べる学校ごとに保護者のほうにお届けする一方、学校をはじめとした区内の主要な施設には、冊子ないしはファイリング方式で、区内全校の情報について綴じたものをお配りして、保護者の皆様方にご覧いただけるような機会も積極的に設けていきたいと考えています。

**委員長** あんまり詳しくなくて、それでなおかついいところをとらえてあってと、そういう表現の仕方というのが比較の対象になってくる。

他にどうぞ。ではよろしいですか。5番目の校外施設運営方法の見直しについてというところで、何かありますか。

**大蔵委員** これは杉並区民の優先事項と割引がありますが、これを除いた分については全部任せるといえることですか。

**学務課長** 一部、表のほうの経費負担の部分の整理はありますが、利用に当たってはそういった形で対応していきたいと考えています。

**大蔵委員** 私はお役所より民間のほうが上手だと思いますから合理化はできると思いますが、いままでも民間の知恵を借りなかったわけではないので、ある程度はやっていたわけです。それからすると、そうそうこれを受けて利益を挙げるぐらいのことができるかということ、私はなかなかないのではないかと考えて心配をしているのですが、7月中にプロポーザル公募を開始して、若干の当てはあるのですか。

**学務課長** この枠組みを検討する過程の中で現在各施設の運営に関わっている業者がありますが、それらの業者に対してこの枠組みの前段の考え方を提示し、民営化手法で経営する場合どういった点を条件で加味される必要があるか、あるいはそういったことを出していただいて、その上で

それを反映させながら整理しておりまして、その過程の中ではある程度前向きな業者もいくつかあると認識しています。

**教育長** 施設は移動教室とか、子どもたちが使うような仕様です。出入口の設置の仕方などもホテル並みとは言い難いです。冷蔵庫も確か部屋ごとにはありません。そういう意味でのお話がありました。民間が受けて一般の方に収益を挙げて、申し込みがたくさんあってということは、果たして可能なのかということで、いま熱海とか温泉地でも一般旅館がかなり危ないという状況ですから、そういった建物そのものの構造上の配慮も含めてやるのでしたか。そうしないとなかなか受け手がないのではないかと心配をしているのですが、いかがでしょうか。

**学務課長** 1枚目の資料に経費負担ということで、維持管理経費、運営費は事業者負担というふうにしていますが、但書で大規模修繕費以下の経費は区が負担としております。

そのうち 一番に、初期投資費用で区が承認した額としております。これは当然民営化に当たって必要な修繕経費、例えば事業の採算性をより高めるための、あるいは収益の増大に結び付くような、呼び水になるような施設の改善というのは、ある程度区も関与して、財源を持ち出して手当てしていく必要があるということからこういった整理をしておりまして、当然校外施設の場合は小学生の子どもたちの集団利用、宿泊を前提にした設備になっておりますので、例えば各部屋の個別空調もない状態ですので、それら一般の宿泊施設として最低限整えておかなければならない部分については、こういった初期投資費用、今後詳細を詰めていく考えですが、そういった中で対応していきたいと考えております。

**教育長** いまのお答えは抽象的なのですが、私が民間のホテル業界の人間だと仮定して、普通のホテル並みのドアの改修とか、室内のエアコンの関係とか、諸々ホテル並みのことをやっていくと考えていいですか。

**事務局次長** これは区の財産を無償で提供するわけです。いま言ったようなことで、もちろん営業的にはそうしていけば非常にありがたいかもしれませんが、しかし、区でそれほどお金をかけてやるのがどうかという問題もあります。

私どもが考えているのは、初年度は今年度と同程度の経費がかかっても、初期投資をしてもいいだろう。2年度以降に効果が出ればいいという考え方で、初年度は今年度同様の経費ぐらいの枠の範囲であれば、そういった改善を認めていこうという、1つの目安は持っております。そうでないと何億もかけて言う通りにするということは、なかなか無理だろうと思っております。

**教育長** 逆に言えばその程度の改善では受け手がないのではないかと、という心配を私はしております。

**宮坂職務代理者** 前向きに考える事業者というのは、まだいまの段階では全然白紙ですか。

**事務局次長** 新しい業者はわかりませんが、いま学務課長が言った通り、現在委託の受けていただいている業者はできるだけやっていきたいという希望は持っています。ただ経営的にきちんとやってみた結果やれるかどうかというのは、教育長も心配した通り、果たして受けてくれるところがあるかどうかというのがいちばん懸念されるところです。

**宮坂職務代理者** 逆に言えば、初期投資をきちんとやっていただければ僕は受け手はあると思います。

**大蔵委員** 初期投資の額が非常に大きいのであれば、年々赤字を作って出したほうがいいということもありますね。

**事務局次長** 1つの目安は、初年度は今年度と同様の経費がかかっても、2年度以降に削減されるのであれば、その範囲であればいいだろうという、1つの目安です。こういった形でプロポーザルが出てくるかわかりませんが、現時点ではそういう1つの目安を持っているということです。

**学務課長** 初年度の民営化に当たっての初期投資の費用は、あくまでもプロポーザルで業者のほうから提案書の中で内容や金額をご提案いただき、それを区のほうで判断するという形で対応していく考えです。

**教育長** よくコスト計算なさって、どこからというのは難しい判断でしょうけれども、初期の目的が果たされるようということで希望します。

**大蔵委員** もう払い下げてしまって、そのうちから小学校が1年に何回使えますという保証をするというほうが、私は本当は簡単だと思います。後くされもない。失敗しても文句はない。売ってしまったのだからあなたのほうでやりなさい、という話のほうが本当は簡単だと思います。

**学務課長** 今回の民営化についても、運営改善の新しい手法ということで「スマートすぎなみ計画」の中で打ち出されているもので、民営化により一定期間、民間事業者のほうに経営を委ねて、その上で採算面を含めて、費用対効果という点で検証し直し、そして施設の在り方を見直すということも視野に入れていきます。

**委員長** はい、どうぞ。

**安本委員** 区立小学校の移動教室を利用するのを優先と書いてあるのですが、1階と2階があって、一般の方と小学生が同時にそこへ宿泊するということはないのでしょうか。

もう1つで、菅平学園のことが出ていないのですが、これに関してはどういうことでしょうか。

**学務課長** 前段ですが、やはり民営化でできるだけ民間のインセンティブが働く仕組みということですから、当然部屋が空いた状態で移動教室を開催という場合、空いたままということは民間にとってはある程度リスクを負うことになるので、利用調整は今後協議しますが、ある程度一般の方も移動教室期間中に宿泊されることはあり得ると考えます。

2点目の菅平学園の対応ですが、今回民営化の対象にしているのは、富士と弓ヶ浜の両学園で、菅平学園は「スマートすぎなみ計画」で、施設がだいぶ老朽化しているということも大きな理由に、平成14年度末をもって廃園とするという方向で進めていく考えです。

**安本委員** 一時そういう話が出たときに、多分森学務課長にお話したのではなかったと思うのですが、一般の人たちと一緒に使うということはやめてもらいたいということは保護者の間からの希望でかなり出たと思うのです。昨今、人を見たら何とかと思えというのはいけないことだと思いますが、例えば1階はどこそこ小学校、2階はどこそこ小学校で使うとか、いまも同時に使っている場合があります。そういう利用調整の仕方、申し訳ないのですが宿泊を伴うのでなるべく一般の方とはできる限り一緒ということではなくて、そういう利用調整の仕方、全館貸し切りで杉並区のなんとか小学校と何とか小学校、というように考えていただければありがたいと思います。

**学務課長** 今回の民営化に当たって、小学校の校長会の行事部の先生方とも移動教室の実施方法の改善ということを中心に検討を進めております。そういった中ではいま委員がおっしゃられたような観点も踏まえて検討を進めますが、従来のように2校合同実施だけではなくて、例えばいまは富士が5年生、弓ヶ浜が6年生だったと思いますが、例えば1校で弓ヶ浜で今年度は5、6年生合同、来年は富士で5、6年生合同ということ、あるいは保護者のご理解をいただく必要がありますが土日を含めた実施で、一般枠を増やすような改善、工夫、できるだけ移動教室への支障がないような形に配慮しつつも、さらに運営の効率化といった点で、学校側とも調整を進めているところですが、いまご指摘いただいた利用調整についてのご意見は是非参考にさせていただきたいと考えております。

**安本委員** 何にしてもお金がないのはよくわかっておりますし、おっしゃる意味もよくわかりますが、安全の面というのはお金では絶対に買えないので、いろいろな苦い経験もしておりますし、高千穂の事件の後も、いまでもPTAが学校の中をパトロールしているような状態の学校もいくつかあると聞いておりますので、大変皆さん神経質になっておりますので、そのところは十分ご配慮いただいて、なおかつよくPTAとご相談いただいて最終的に決めていただけたらありがたいと思います。

**委員長** 他にございますか。ありがとうございました。

次に6件目の「教科書採択に係るビラ配布について」、7件目が「教科書展示場への入場者等について」、指導室長からお願いいたします。

**指導室長** 7月7日に新聞報道があった、杉並第五小学校で、子どもに教科書採択に関わるビラを配付した件について、ご報告申し上げます。

杉並の教育を考えるみんなの会が作成したと思われる教科書に関わるピラを学級で配付したことについて、保護者からの抗議がありました。教育委員会で調査を行ったところ、内容が、担任が内容も確認しないで一般のチラシと勘違いして、無責任にも子どもに配付したという事実が判明いたしました。

このことは教育公務員として誠に軽率な行為であり、保護者に対しての信用を失うものであります。指導室としてもこの事実を大変厳しく受け止め、校長、該当教諭については、厳重に注意及び指導を行ったところでございます。

今後の処置については、厳正に対応していきたいと考えています。なお、各校の校長に対しても、新ためて所属職員の管理監督について注意を喚起したところです。以上です。

続いて教科書展示場への入場者等についてですが、済美教育研究所においては6月12日から7月5日、セシオン杉並と中央図書館においては、6月22日から7月5日まで、教科書見本本の展示が行われた次第です。

入場者数は1,331名という報告を受けております。私からは以上です。

**委員長** ただいまのご報告に対して、ご質問、ご意見はありますか。よろしゅうございますか。

では最後に教育委員会後援等名義使用申請について、社会教育スポーツ課長のほうからお願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは私のほうから6月分の教育委員会共催・後援名義使用承認一覧についてご報告申し上げます。6月については最後の頁に記載のように、65件ありました。定例のものが51件、新規が4件、内訳として共催が34件、後援が21件です。

課別に申し上げますと、庶務課が3件、定例のものが2件と新規が1件で、これは全部後援です。社会教育スポーツ課が48件で、定例が45件で新規が3件です。共催が31件、後援が17件です。社会教育センターの扱ったものが4件で、これは全て定例のもので、共催が3件、後援が1件ということです。なお、社会教育スポーツ課が取り扱った新規については、5、6、45が今年度の新しいものです。

新しいものについて内容をご報告いたしますと、まず5については、申請者が東京農業大学農友会というところから、文化団体連合会の混声合唱ということで、杉並公会堂を利用して行うというものです。目的は現部員と卒業生合同の定期演奏会、30回の定期演奏会を祝うとともに、お互いの理解と発展を目指すということです。内容は合唱の演奏会等です。

次に6は、中高生ボランティア体験、障害者とのバーベキューということで、これは主催がNPO法人のレインボーブリッジ・アソシエーションというところから、8月30日に国営の昭和記念公園において、目的として、中高生がボランティアの実体験といってもあまりやっていない



というのが現実なので、青年や大人が率先して参加して、ともに計画を立て、仲間を集めて実践をし、体で感じ取るような援助が必要であるので、地域に密着した市民活動を学び、将来のリーダーを育成するという事で、昭和記念公園で障害者の方とバーベキューを含んだ野外炊飯を行うという内容です。

次に 45 で、これは東京空手道選手権大会。主催者が国際 F S A 拳真館空手道連盟総本部というところで、9月15日に高円寺体育館で行うものです。目的は地域社会の空手道を通じての健全な精神と肉体を青少年に養うことと、地域団体を越えた交流を目的とするということです。私のほうからは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では申請通りお認めしたことにいたします。どうもありがとうございました。

では本日の報告事項はこれで終わります。事務局からその他何かありましたらお願いいたします。

**庶務課長** 次回の教育委員会ですが、7月24日3時から臨時の教育委員会ということで、教科書の採択についてということで予定しています。それから、25日の10時からということですが、これは定例の教育委員会ということで、同じく教科書採択についてということで予定しています。

**委員長** ご予定のほどよろしくお願ひいたします。では本日の教育委員会の定例会を終わりにいたします。どうもありがとうございました。